

## Chapter・4-3 ひとり親家庭への支援

### 母子・父子福祉センター



問い合わせは  
母子・父子福祉センター  
**093-871-3224**

●戸畑区汐井町1-6  
ウエルとばた4階

ひとり親(母子・父子)家庭や寡婦の方の生活上の悩みや就職の相談に応じたり、仕事に必要な知識や技術を身につけるための無料講座等を行っています。

### 子ども・家庭相談コーナー



ひとり親家庭に関することなど、お子さんと家庭のあらゆる相談に応じています。

問い合わせは、区役所子ども・家庭相談コーナーへ(35ページ)

### 児童扶養手当



ひとり親家庭などのお子さんが18歳になるまで(法令で定める障害の状態にある場合は20歳になるまで)支給されます。(所得制限あり)

### ひとり親家庭等 医療費助成



市内に住む母子家庭の母と子、父子家庭の父と子、並びに父母のいない子に対し、保険診療による医療費の自己負担額を助成します。(所得制限あり、申請が必要)

### ひとり親家庭等日常生活支援事業



ひとり親家庭や寡婦の方が、一時的な理由(疾病やお仕事)により日常生活を営むのが困難なときなどに、育児や食事の世話等のお手伝いをする家庭生活支援員を派遣します。(所得に応じた自己負担あり、事前登録が必要)

問い合わせは、区役所保健福祉課子ども・家庭相談係へ(28ページ)

### 母子父子寡婦福祉資金貸付金



ひとり親家庭や寡婦の方の事業開始資金やお子さんの修学資金等、12種の資金貸付を行います。(所得制限あり)

問い合わせは、区役所子ども・家庭相談コーナーへ(35ページ)

## ひとり親家庭自立支援給付金事業

### 自立支援教育訓練給付金事業



ひとり親家庭の母又は父が、対象となる講座を受講し修了した場合、講座受講料等の一部を助成します。

#### ●対象者

- 20歳未満の児童を扶養していること
- 自立支援プログラムの策定等の支援を受けていること
- 該当教育訓練受講が適職に就くために必要であること
- 過去に同給付金の支給を受けていないこと

### 高等職業訓練促進給付金等事業



ひとり親家庭の母又は父が就職に結びつきやすい資格を取得するために、養成機関で修業している時と修了時に給付金を支給します。

#### ●対象者

- 20歳未満の児童を扶養していること
- 所得が児童扶養手当受給対象水準にあること
- 養成機関において6カ月以上のカリキュラムを修学し、対象資格の習得が見込まれること
- 仕事又は育児と修学の両立が困難であると認められること
- 過去に同給付金の支給を受けていないこと

### ひとり親家庭の自立応援事業



高等職業訓練促進給付金の支給を受けていて、要件を満たす方に、支給します。

#### ●対象者

- 高等職業訓練促進給付金を受給し、かつ、市町村民税非課税世帯の方

### ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業



ひとり親家庭の父母又はその児童が、高卒認定試験合格のための講座を修了したとき、及び合格した時に受講費用の一部を支給します。

#### ●対象者

- 20歳未満の児童を扶養していること又は20歳未満の児童であること
- 自立支援プログラムの策定等の支援を受けていること
- 大学入学資格を取得していないこと
- 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること
- 過去に本事業による給付金を受給していないこと

問い合わせは、区役所子ども・家庭相談コーナーへ(35ページ)



## 母子生活支援施設(母子寮)



18歳未満の子どもを養育している母子家庭のお母さんが、生活上のいろいろな問題のため、子どもの養育が十分できない場合に子どもと一緒に入所する児童福祉施設で、市内に2か所あります。

問い合わせは、区役所子ども・家庭相談コーナーへ(35ページ)

## 母子・父子世帯向けの市営住宅への優先入居



市営住宅の定期募集で、母子・父子世帯に対し一般申込枠とは別に募集します。

## 子育て世帯向けの市営住宅への優先入居

市営住宅の定期募集で、子育て世帯(18歳未満の子と同居する世帯)に対し一般申込枠とは別に募集します。

### 区役所市営住宅・市公社住宅相談コーナー

- 門司区(代表)  
**093-331-1881**
- 小倉北区(直通)  
**093-582-3488**
- 小倉南区(代表)  
**093-951-4111**
- 若松区(代表)  
**093-761-5321**
- 八幡東区(代表)  
**093-671-0801**
- 八幡西区(代表)  
**093-642-1441**
- 戸畑区(代表)  
**093-871-1501**

## ひとり親家庭 面会交流支援事業



支援員が父母の間に立って、面会時の付添いやお子さんの受渡し等の支援を行います。

## 養育費確保 サポート事業



養育費相談アドバイザーが養育費の取り決めや受け取りをサポートします。

問い合わせは、母子・父子福祉センター(093-871-3224)へ

## ひとり親家庭のガイドブック



問い合わせは  
子ども家庭局子育て支援課  
**093-582-2410**

本書に掲載しているもののほかにもいろいろな支援事業などがあります。

